

宜野湾市介護予防・日常生活支援総合事業事業費
単位数サービスコード表
(令和7年4月施行版)

- 1 訪問型サービス（独自）サービスコード表
- 2 通所型サービス（独自）サービスコード表
- 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

[脚注]

単位数算定記号の説明

+ ○○単位	⇒	所定の単位数 + ○○単位
－ ○○単位	⇒	所定の単位数 － ○○単位
× ○○%	⇒	所定の単位数 × ○○／100
○○%加算	⇒	所定の単位数 + 所定の単位数 × ○○／100

1.訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	2111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1176単位	1,176
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39単位	39
A2	2211 訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合	2349単位	2,349
A2	2211 訪問型独自サービス12日割		日割の場合	77単位	77
A2	2321 訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3727単位	3,727
A2	2321 訪問型独自サービス13日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	123単位	123
A2	2411 訪問型独自サービス21		(2) 生活援助が中心である場合	287単位	287
A2	2511 訪問型独自サービス22		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179
A2	2621 訪問型独自サービス23		(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1単位減算
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2) 生活援助が中心である場合	2単位減算
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算
A2	D221 訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続継続未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12			日割の場合	1単位減算
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13			日割の場合	1単位減算
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算21			日割の場合	1単位減算
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(2) 生活援助が中心である場合	2単位減算
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算				所定単位数の 15%加算
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算			所定単位数の 15%加算
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算				所定単位数の 10%加算
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の 5%加算
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算		ハ 初回加算		200単位加算
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ		100単位加算
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 245/1000加算
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 224/1000加算
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 182/1000加算
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の 145/1000加算

※合成単位については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

4.通所型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位 数	算定単位		
種類	項目									
A6	官野鴻	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位		日割の場合	59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		要支援2			3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位		日割の場合	119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定め る場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで			436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで			447単位	447	1回につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定 める場合	事業対象者・要支援1			18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			要支援2		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12				36単位減算	-36	1月につき		
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき		
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1			4単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		要支援2			4単位減算	-4	1回につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定 める場合	事業対象者・要支援1			18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			要支援2		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12				36単位減算	-36	1月につき		
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき		
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1			4単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		要支援2			4単位減算	-4	1回につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は 同一建物から利用する者に通所型 サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定 める場合	事業対象者・要支援1		376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			要支援2		752単位減算	-752	1回につき	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3			ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算				事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(Ⅰ) 口腔機能向上加算（Ⅰ）			150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(Ⅱ) 口腔機能向上加算（Ⅱ）			160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化 加算	(Ⅰ) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1		88単位加算	88	1月につき	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2		(Ⅰ)	要支援2		176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(Ⅱ) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1		72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2		(Ⅱ)	要支援2		144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(Ⅲ) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1		24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2		(Ⅲ)	要支援2		48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(Ⅰ) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）			100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(Ⅱ) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）			200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリー ニング加算	(Ⅰ) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）			20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(Ⅱ) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）			5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40単位加算	40		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加 算	(Ⅰ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の	92/1000加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(Ⅱ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の	90/1000加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(Ⅲ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の	80/1000加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(Ⅳ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の	64/1000加算			
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(Ⅴ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）		(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)	所定単位数の	81/1000加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2				(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)	所定単位数の	76/1000加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3				(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)	所定単位数の	79/1000加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4				(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)	所定単位数の	74/1000加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5				(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)	所定単位数の	65/1000加算		
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6				(六) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)	所定単位数の	63/1000加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7				(七) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)	所定単位数の	56/1000加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8				(八) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)	所定単位数の	69/1000加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9				(九) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)	所定単位数の	54/1000加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10				(十) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)	所定単位数の	45/1000加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11				(十一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)	所定単位数の	53/1000加算		
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12				(十二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)	所定単位数の	43/1000加算		
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13				(十三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)	所定単位数の	44/1000加算		
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14				(十四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)	所定単位数の	33/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまでの独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

介護予防ケアマネジメント【AF】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費	442	1月につき
AF	4001	介護予防ケアA初回加算	初回加算	300	
AF	5001	委託連携加算	委託連携加算	300	
AF	4011	高齢者虐待防止措置未実施減算		4単位減算	
AF	4021	業務継続計画未実施減算		4単位減算	